

藤岡市農業委員会
令和4年第10回
定例会議事録

令和4年10月5日招集

令和4年藤岡市農業委員会第10回定例会議事録

令和4年10月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和4年藤岡市農業委員会第10回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 54号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 55号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 56号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 57号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 58号 農用地利用配分計画（案）について
報告第 19号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 20号 農地法関係出願等について
報告第 21号 令和3年藤岡市農地賃貸料情報について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|----------|
| 1番 秋山 幸夫 | 2番 宮澤 一夫 | 3番 清水 文江 | 4番 浦部 隆 |
| 5番 浅見 健司 | 6番 折茂 新一 | 8番 関根 隆雄 | 9番 折茂 高弘 |
| 10番 金澤 貞夫 | 11番 岩下 次夫 | 12番 茂木 由子 | 13番 山口 暁 |
| 14番 福田 俊太郎 | | | |

[出席農地利用最適化推進委員]（なし）

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 宮本 佳洋 |
| 次長補佐兼係長 | 瀧澤 透 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |

（開会13時31分）

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和4年第10回定例会を進行させていただきます。本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、推進委員さんの出席をご遠慮いただいております。また、下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和4年第10回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。8番関根委員、9番折茂（高弘）委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第55号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第56号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時37分)

(再開14時32分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、本郷のSさんが、農業経営の規模拡大を図るため、本郷の農地1筆、面積1,057㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外のYさんが、新規就農し農業経営を行うため、牛田の農地5筆、面積2,484㎡を賃貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第54号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第54号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第54号整理番号1番は許可と決定します。次に、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(浅見委員挙手)

議長 はい、浅見委員。

浅見委員 住所は埼玉県本庄市ですが、本庄から通って耕作するという事で良いのですか。

議長 事務局をお願いします。

事務局 はい、お答えいたします。本庄市から通われて耕作する計画となっております。

浅見委員 全部田ですが、米や麦を作るのですか。

事務局 営農計画では苺を栽培することになっています。補足ですが、耕作者の誰かは聞いていませんが、近く藤岡市内に引っ越す予定となっております。

議長 他にありますか。他にないようですので、採決します。議案第54号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第54号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号3番の1件です。整理番号3番は、神田のTさんが、新規就農し農業経営を行うため、神田の農地1筆、面積3,809㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 54 号整理番号 3 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 55 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 55 号農地法第 4 条の規定による許可申請について 1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、下大塚の K さんが、鬼石の農地を太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 324 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 55 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 55 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 55 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 56 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 56 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は、市外の法人が、立石の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 30 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整

理番号 2 番は、市内の法人が、三波川の農地を売買で取得し、露天資材搬入路用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 119 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、現況において整地や砂利の搬入が認められるのですが、申請内容、始末書等から判断して許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、2 番と同じ市内の法人が、三波川の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 548 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 56 号整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第 56 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 4 番から 8 番の 5 件です。整理番号 4 番は、市外の K さんが、上大塚の農地を使用貸借で借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積は 452 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、本動堂の K さんが、上大塚の農地を売買で取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 4 筆、面積は 305 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 5 筆、面積は 1,055 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市外の法人が、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 1,753 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、市外の法人が、三本木の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 988 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 56 号整理番号 4 番から 8 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に、整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に、整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、議案第 56 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に、整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

事務局 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 8 番は許可と決定します。続きまして、議案第 57 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 57 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 57 号農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 57 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 58 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第 58 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、議案第 58 号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 58 号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、報告第 19 号・20 号・21 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、報告第 19 号・20 号・21 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 4 年第 10 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会14時55分)